福岡県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　福岡県産科医等確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年規則第５号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、分娩施設及び産科医等が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している分娩施設及び産科医等の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　本交付要綱において補助金を充てることができる事業は、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）の確保を図るため、補助事業者がその雇用する産科医等に対して手当を支給する事業等であって、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じると知事が認めたものとする。

(1) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、産科医等に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設（実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所をいう。以下同じ。）であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

(2) 一分娩あたり、一般的に入院から退院まで分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が５５万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

２　前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

(2) 法第２条第６号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア　暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ　暴力団員が実質的に運営している場合

ウ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

3　補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

（補助額の算定方法）

第4条　この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（別表）

基準額	対象経費	補助率
1分娩当たり 10，000円	産科医等に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1／3

（交付の条件）

第5条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、その交付額に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

(8) 市町村長が、間接補助金を市町村補助事業者に交付する場合には、(1)から(5)、及び(6)イに掲げる条件を付すること。この場合には、(1)から(4)中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替え

るものとすること。

なお、市町村長が上記により付した条件に基づく承認又は指示をする場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（交付決定の取消）

第6条　知事は、補助事業者が規則及び前条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、又は第3条第2項に規定するものであることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（申請手続）

第7条　この補助金の交付の申請は、様式1による申請書を知事が別に定める期日までに提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第8条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、知事が別に定める期日までに行うものとする。

（概算払の請求）

第9条　この補助金は概算払によることができるものとし、概算払を受けようとするときは、様式2による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 10 条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 11 条　補助事業者は、様式3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 12 条　知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該実績報告書に基づいて　第4条に規定する算定方法により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、また、補助事業者が第5条に定める交付の条件に違反した場合には、期限を定めて、この補助金の全部又は一部について県に返還することを命ずるものとする。

附　則

この要綱は、平成22年3月2日から施行し、平成21年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附　則

この要綱は、平成23年12月22日から施行し、平成23年4月１日から適用する。

なお、改正前の平成22年度の補助金は従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成26年12月18日から施行し、改正後の福岡県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

2　平成25年度までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成29年9月6日から施行し、改正後の福岡県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、改正後の福岡県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の福岡県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の福岡県産科医等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金から適用する。